

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	公的年金制度の持続可能性を確保すること
--------------	---------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
施策目標	1-1	公的年金制度の持続可能性を確保すること
個別目標 1		公的年金制度について、給付と負担の均衡を適切に保つこと (保険料収納事務等に関する評価については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとし、年金積立金の管理及び運用に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)
※重点評価課題(厚生年金と共済年金の一元化)		
(主な事務事業) ・年金財政検証事業 ・公的年金各制度の財政状況の報告聴取事業		
個別目標 2		国際化の進展への対応を図ること
(主な事務事業) ・年金通算協定事業		
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、この考え方のもと、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支え、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実際に価値のある年金を支給する機能を果たしている。		
2 根拠法令等 ○ 国民年金法(昭和34年法律第141号) ○ 厚生年金法(昭和29年法律第115号) 等		
主管部局・課室	年金局総務課	
関係部局・課室	年金局総務課首席年金数理官室、年金課、国際年金課、数理課	

2. 現状分析

平成16年6月に、「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)が成立し、公的年金制度について、 ① 保険料水準固定方式の導入 ② 給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入 ③ 基礎年金国庫負担割合の引上げ ④ 積立金の活用

の4つを柱とする制度改正が行われ、これにより、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところである。

年金財政については、少なくとも5年に一度、長期的な収支の見通しを計算し、給付水準の調整を行う必要の有無や、給付水準がどの程度の水準にあるかなどの検証（財政検証）を行うこととしている。（初回は平成16年の5年後にあたる平成21年までに実施）

また、国際的な人的交流の活発化に対応し、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問題の解決を図ることが喫緊の課題となっており、協定の締結による在外日系企業の負担の解消等のため、経済団体等関係各方面より、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	財政再計算との乖離状況(積立金) (単位:兆円) (平成16年財政再計算結果の数値以上/平成21年度まで毎年度) ・厚生年金 実績 財政再計算結果 ・国民年金 実績 財政再計算結果	174.1 184.9 11.4 12.5	174.6 171.3 11.7 11.3	171.1 167.5 11.7 11.0	174.2 163.9 12.0 10.8	集計中 160.8 集計中 10.6
2	マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位:%) (平成16年財政再計算結果の数値以下/平成21年度まで毎年度) 実績 財政再計算結果	— —	— —	— —	0.0 0.0	0.0 0.0
3	当局間協議新規開始国数(単位:件) (1カ国以上/毎年度)	0	2	1	0	3
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、年金局数理課調べによるものであり、「実績」は、財政再計算と比較できるように、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値(年度末現在)である。平成18年度の数値は集計中であり、平成20年6月頃に公表予定。なお、平成17年度については、年金資金運用基金及び年金・健康保険福祉施設整理機構への出資金のうち、給付費等への充当を予定しているものを含んでいる。また、「財政再計算結果」は、平成14年度は平成11年財政再計算結果に、平成15年度以降は平成16年財政再計算結果による。 ・指標2は、年金局年金課・数理課調べによるものであり、マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。なお、平成18年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われなかったこととされている。 ・指標3は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。 ・当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。 平成15年度 カナダ、オーストラリア 平成16年度 オランダ 平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア 						
施策目標の評価						
<p>公的年金制度については、①保険料水準固定方式の導入、②給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入、③基礎年金国庫負担割合の引上げ、④積立金の活用、の4つを柱とする平成16年年金制度改正により、長期的な給付と負担の均衡が</p>						

適切に保たれ、持続可能な制度とされたところであり、円滑に施行されている。

このうち基礎年金国庫負担割合の引き上げについては、法律の本則上、3分の1から2分の1へ引き上げるとともに、附則において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1へ引き上げるという道筋を規定している。この道筋に沿って、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成19年法律第27号)により、平成19年度以降の基礎年金国庫負担割合は、平成18年度から約0.7%引き上げ、約36.5%としたところである。

平成16年年金制度改正後の課題として、被用者年金制度の一元化については、制度の安定性・公平性を確保するため、公務員や私学教職員等を厚生年金に加入することとし、「同一保険料・同一給付」を実現する「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、継続審議とされたところである。パート労働者に対する厚生年金適用についても、同法律案において、「正社員に近い」パート労働者への適用拡大を図っている。

また、財政再計算との乖離状況については、平成18年度の数値は集計中であるが、平成15～17年度は、実績値が財政再計算結果を上回っており、全体として、目標の達成に向けて進展していると評価できる。

国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったチェコ、スペイン及びイタリアの3カ国との間で、それぞれ、社会保障協定の締結に向けて、平成18年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という目標を達成するとともに、在留邦人数が多く、経済団体等から協定締結への要望の強かったオーストラリアとの間で、平成18年度中に当該協定を締結(署名)するなどの成果があったと評価できる。

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1					
<p>公的年金制度について、給付と負担の均衡を適切に保つこと (保険料収納事務等については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとし、年金積立金の管理及び運用に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)</p>					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標					
(達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	財政再計算との乖離状況(積立金) (単位:兆円) (平成16年財政再計算結果の数値以上/平成21年度まで毎年度) ・厚生年金 実績 財政再計算結果 ・国民年金 実績 財政再計算結果 ※施策目標に係る指標1と同じ。				
	174.1	174.6	171.1	174.2	集計中
	184.9	171.3	167.5	163.9	160.8
	11.4	11.7	11.7	12.0	集計中
	12.5	11.3	11.0	10.8	10.6
2	マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位:%) (平成16年財政再計算結果の数値以下/平成21年度まで毎年度) 実績 財政再計算結果 ※施策目標に係る指標2と同じ。				
	—	—	—	0.0	0.0
	—	—	—	0.0	0.0
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、年金局数理課調べによるものであり、「実績」は、財政再計算と比較できるように、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値(年度末現在)である。平成18年度の数値は集計中であり、平成20年6月頃に公表予定。なお、平成17年度については、年金資金運用基金及び年金・健康保険福祉施設整理機構への出資金のうち、給付費等への充当を予定しているものを含んでいる。また、「財政再計算結果」は、平成14年度は平成11年財政再計算結果に、平成15年度以降は平成16年財政再計算結果による。 ・指標2は、年金局年金課・数理課調べによるものであり、マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。なお、平成18年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われなかったこととされている。					
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) 財政再計算との乖離状況については、平成18年度の数値は集計中であるが、平成15年度～17年度は、実績値が財政再計算結果を上回っており目標の達成に向け進展していると評価できる。 平成16年年金制度改正においては、 ①保険料水準固定方式の導入 ②給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入 ③基礎年金国庫負担割合の引上げ ④積立金の活用 という4つの柱を組み合わせることによって、公的年金制度の長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、将来の保険料の際限ない上昇という不安を払拭しつつ、社会経済と調和した持続可能な制度の構築を図ったものである。平成16年年金制度改正の結果、マクロで見た年金給付費の経済(国内総生産)に占める規模は、おおむね横ばいで推移すると見込まれている。 平成19年2月の暫定試算では、平成18年末に公表された新人口推計の中位推計や近年の経済動向を織り込むと、全体として年金財政は好転しており、最終的な所得代替率は51.6%と見通されているところであり、将来にわたり所得代替率50%を確保することも十分可能であると見込まれる。今後、厚生年金保険法等の規定に基づき、平					

成21年までに、平成19年2月の暫定試算も参考にしつつ年金財政をしっかりと検証していくこととしている。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	年金財政検証事業
平成18年度 予 算 額	180.5百万円 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：国民年金・厚生年金の財政状況を検証するため、少なくとも5年に一度、保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、「財政の現況及び見直し」を作成し公表する。	
事務事業名	公的年金各制度の財政状況の報告聴取事業
平成18年度 予 算 額	79.1百万円 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：社会保障審議会年金数理部会において、公的年金各制度より財政状況について報告を聴取し、年金数理的観点から分析を行う。	

個別目標 2					
国際化の進展への対応を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	0	2	1	0	3
当局間協議新規開始国数(単位:件) (1カ国以上/毎年度) ※施策目標に係る指標3と同じ。					
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。 ・当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。 平成15年度 カナダ、オーストラリア 平成16年度 オランダ 平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア					
参考指標					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	2	4	6	7	8
社会保障協定の締結国数(単位:件)					
(調査名・資料出所、備考)					
・参考指標1は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定を締結(署名)した国の総数である。 ・これまで社会保障協定を締結(署名)した国は、以下のとおり。 平成10年度 ドイツ 平成11年度 イギリス 平成15年度 アメリカ、韓国 平成16年度 フランス、ベルギー 平成17年度 カナダ 平成18年度 オーストラリア					
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
平成18年度においては、チェコ、スペイン及びイタリアの3カ国との間で、それぞれ当局間協議を新規に開始しており、目標は達成したと評価できる。チェコとの間では平成18年5月、同年10月及び平成19年3月に当局間協議を実施。また、スペインとは平成18年10月に、イタリアとの間では平成19年3月にそれぞれ第1回当局間協議を開始している。平成18年度においては、3カ国との間で当局間協議を開始するに至っており、今後とも、社会保障協定の締結促進に努めていくこととする。 また、平成18年度に締結(署名)されたオーストラリアとの間の社会保障協定については、平成20年度中の協定発効を目途に、両国間で発効に向けた準備を進めているところ。当該協定の発効により、オーストラリア在留邦人約28,000人を対象に保険期間の通算による年金受給権の確保が見込まれ、またオーストラリアにおける企業駐在員約1,000人について年間約9億円の負担軽減が見込まれている。 さらに、協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法制を整備することを目的として、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案」を第166回通常国会に提出し、可決・成立後、平成19年6月27日に公布されたところである。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 年金通算協定事業					
平成18年度 : 3.1百万円					
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要 : 国際的な人的交流が活発化し、日本と外国の年金制度等への二重加入の回避と年金の受給権確保を図るため、社会保障協定の締結に向けた取組みを着実に推進する。					
5. 評価結果の分類					
評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、					

総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
 - ・「官民の間で公平な年金制度とするため、厚生年金と共済年金の一元化を実現」（第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）
 - ・「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」（平成18年4月28日閣議決定）
 - ・「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」（平成18年12月19日政府・与党合意）
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
 - ・「人口の変化等を踏まえた年金財政への影響（暫定試算）」（平成19年2月6日社会保障審議会年金部会）
 - ・「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」報告書（平成19年3月6日社会保障審議会年金部会）

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。